

平成24年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:森林総合研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした 業務方法書又は会計規程等の 根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
衛星画像 1 式	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成24年2月23日	日本スペースイメー ジング(株) (東京都中央区八重洲 2-8-1)	会計規程第39条第1項第2号 震災による事故に伴う放射性 物質の汚染拡大防止のための 緊急を要する調査で焦眉の急 であるため。	—	4, 173, 750	—	0	—	—	23年度で終了
溪流水採水調査業務	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成24年2月24日	(株)森林テクニクス (東京都文京区後楽1- 7-12)	会計規程第39条第1項第2号 震災による事故に伴う放射性 物質の汚染拡大防止のための 緊急を要する調査で焦眉の急 であるため。	—	9, 712, 500	—	0	—	—	23年度で終了

※予定価格については、同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:森林総合研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした 業務方法書又は会計規程等の根拠条 文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざ るを得ない場合の 根拠区分	備 考
独立行政法人森林総合研究 所四国支所における電力供 給業務	森林総合研究所 四国支所長 今富裕樹 (高知県高知市朝倉西町2- 915)	平成24年3月6日	四国電力(株)高知支店 (高知県高知市本町4-1- 11)	会計規程第39条第2項 契約事務取扱規程第25条第2項 契約事務取扱要領別紙随意契約の 基準2第1項 一般競争入札に付したが不調とな り、再度公告しても応札者が見込 めないため。	—	7,267,924	—	0	一般競争入札に付したが不調とな り、再度公告しても応札者が見込 めなく、早急に電力供給契約を締 結する必要があるため。	13	—

※予定価格については、同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。

※「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～19)の番号を記載する。

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
二 その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」